

【中国】島嶼保護法について

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* 2009年12月16日に、第11期全国人民代表大会常務委員会第12回会議において、「島嶼（海島）保護法」が採択、公布され、2010年3月1日から施行されている。1980年代以降経済活動のために破壊された島嶼の生態系の保護を目的としたものとされ、領海基点のある島嶼の特別保護も定められている。中国が主張する管轄海域にある島嶼の保護に適用される。

島嶼の開発とその問題点

中国が主張する管轄海域には、面積500㎡以上の島が6,900余あり、そのうち居住者がいる島（以下「有人島」）は433、他は無人島で、そのほかに500㎡以下の島嶼の数は1万に上るといふ。改革開放以来、島嶼とりわけ無人島の開発が進む中で、次のような問題が発生した。①採石による植生の破壊、海岸工事による海浜の浸食、海岸線の変更、ごみや有害物の廃棄、希少生物の乱獲等により生態系の破壊が深刻化した。②島や岩礁の爆破、埋め立てによる島の連結等の行為により島の数が急速に減少した。また、領海基点のある島嶼の中には、浸食による消失という危険に直面している島嶼もある。③無人島を違法に占用し、採石、観光開発、狩猟等を行う個人や組織が存在し、中には、国の科学的調査や研究を妨害するような事態も起こっている。

無人島保護及び利用管理規定と島嶼保護法

中国は1990年代以来、全国の島嶼総合調査を実施しており、2003年3月に開催された第10期全国人民代表大会第1回会議及び第10期人民政治協商会議第1回会議において、有人・無人の島嶼の総合的な管理について立法化の提案がなされた。法律の制定には時間を要するため、2003年6月17日に国家海洋局、民政部及び総参謀部により「無人島保護及び利用管理規定」を公布、同年7月1日から施行した。この規定は、無人島は国家の所有に属するとし、国は①無人島の保護や利用計画制度の実施、②島嶼の命名、名称変更等の名称管理、③領海基点のある無人島に対する厳格な保護制度の実施、④無人島の機能区分に基づく保護島嶼リストの公表等を行うとした。また、沿海の県級以上の海洋行政主管部門は、無人島の保護及び利用計画を策定すること、機関や個人が提出する無人島の利用申請に対し審査を行い、上級機関に報告し承認を得ること等を定めた。同年11月に、島嶼保護法（以下「法」）の立法化は第10期全人代常務委員会立法計画に組み入れられ、制定に向けての準備が開始された。

保護法の構成と概要

法は、第1章総則、第2章島嶼保護計画、第3章島嶼の保護、第4章監督検査、第5章法的責任、第6章附則の全6章58か条で構成されている。以下、総則、無人島、

特殊な用途の島嶼の保護を中心に概要を紹介する。

・**目的と適用範囲** 島嶼及びその周辺海域の生態系を保護し、島嶼の天然資源を合理的に開発利用し、国の海洋権益を守り、経済社会の継続的发展を促すことを目的とする（第1条）。中国に属する島嶼の保護、開発利用等の活動にはこの法律を適用する（注）。この法律でいう島嶼とは、四方を海水で囲まれ、高潮時に水面から上にある、自然に形成された陸地をいい、有人島と無人島を含む（第2条）。

・**無人島の帰属と管理** 無人島は国に属し、国务院は国を代表して無人島の所有権行使する（第4条）。国务院の海洋主管部門は、全国の無人島の保護、開発利用の管理に責任を負い、沿海の県級以上の地方人民政府の海洋主管部門は、当該行政区域内の無人島の保護と開発利用の管理に責任を負う（第5条）。利用許可を得ていない無人島は現状を維持し、採石、樹木の伐採、観光等の活動を禁止する（第28条）。利用可能な無人島の開発利用は省級人民政府の海洋主管部門に利用の申請をする（第30条）。

・**名称の管理** 島嶼の名称は、国の地名管理機構と国务院の海洋主管部門が、国务院の関連規定に基づき確定し公布する。沿海の県級以上の地方人民政府は、国の規定により、島嶼名の標識の設置が必要な島嶼に、標識を設置しなければならない。標識を毀損すること及び無断で移動することを禁止する。（第6条）

・**保護計画の策定と調査** 国务院の海洋主管部門は、関係部門及び軍事機構と共同で全国島嶼保護計画を策定し、島嶼の位置、有する資源及び環境等の自然的属性並びにその保護や利用の状況により、島嶼の分類保護の原則及び利用可能な島嶼と重点的に修復すべき島嶼を確定する（第9条）。国は、島嶼統計調査制度を整備し（第14条）、島嶼管理情報システムを構築し、自然資源の調査及び評価を行い、保護、利用等の状況を監視・観測する（第15条）。

・**特殊な用途の島嶼の保護** 領海基点のある島嶼、国防用の島嶼、海洋自然保護区内の島嶼等には特別な保護を行う。領海基点のある島嶼については、島嶼が属する省級の人民政府が保護範囲を画定して、国务院の海洋主管部門に報告する。領海基点とその保護範囲周辺には標識を設置する。領海基点の保護範囲内での地形を変える恐れのある活動は禁止する。領海基点の保護を目的とする工事は、海洋主管部門の同意を得た後、認可手続きを行う。県級以上の人民政府の海洋主管部門は、国の規定に従い、領海基点となる島嶼と周辺海域の生態系に対する監視・観測を行う。（第36条、第37条）

（注）（インターネット情報は2010年10月18日現在である）

・島嶼保護法は、主権問題は既定事項という前提のもとで制定されており、海洋主権問題については、「島嶼及び隣接区域法」等で規定したとしている。（「中国将首次立法保护海岛」

<http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1109/2009-06/23/content_1506881.htm>）

1992年に制定された同法の第2条第2項では「中華人民共和国の陸地領土には、中華人民共和国の大陸及びその沿海の島嶼、台湾及び釣魚島を含むその附属諸島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島その他のすべての中華人民共和国に属する島嶼が含まれる」としている。